

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年3月22日
【届出者の氏名又は名称】	A T Cホールディングス2号株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)3511-3959
【事務連絡者氏名】	代表取締役 松田 清人
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	A T Cホールディングス2号株式会社 (東京都千代田区紀尾井町4番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「対象者」とは、旭テック株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注3) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注4) 本書において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注5) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

(注6) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月13日付で提出した公開買付届出書（平成24年2月17日付及び平成24年2月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正されたものをいいます。以下同じとします。）の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項が生じたので、法27条の8第2項に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

5 その他

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成24年2月13日（月曜日）から平成24年 <u>3月26日</u> （ <u>月曜日</u> ）まで（ <u>30</u> 営業日）
（後略）	（後略）

(訂正後)

買付け等の期間	平成24年2月13日（月曜日）から平成24年 <u>4月5日</u> （ <u>木曜日</u> ）まで（ <u>38</u> 営業日）
（後略）	（後略）

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成24年3月30日（金曜日）

(訂正後)

平成24年4月11日（水曜日）

第5【対象者の状況】

5【その他】

(訂正前)

(前略)

(3) インドにおける軽合金部品の合併事業検討について

(後略)

(訂正後)

(前略)

(3) インドにおける軽合金部品の合併事業検討について

(後略)

(4) P B G C から対象者に提起された訴訟に関する中間的決定について

対象者は、平成24年3月16日付で「P B G C から当社に提起された訴訟に関する中間的決定について」を公表しております。それによれば、米国Pension Benefit Guaranty Corporation (以下「P B G C」といいます。)により対象者に対して提起された訴訟に関し、コロンビア地区米国連邦地方裁判所が、平成24年3月14日(米国東部夏時間)付で、人的管轄権の不存在を理由としてP B G Cの請求を却下するよう求めた対象者の申立てを却下する中間的な決定をしたとのことです。上記の、人的管轄権の不存在を理由とする請求却下申立てに対する決定は、訴訟の本案に関する同裁判所の終局的な判決ではなく、同裁判所が本件の訴訟の本案(P B G Cによる請求及び対象者による反論)を審理する管轄と権限を有することについて、P B G Cが一定の疎明を行ったということを示す中間的な決定とのことです。なお、対象者は、現在本決定の内容を精査し、今後採りうる法的手段を検討しているとのことです。詳細につきましては、当該公表内容をご参照ください。